

地域医療構想に係る医療審議会の役割

1. 条件付許可

病院・有床診療所の開設・増床等の許可の際に、不足している医療機能に係る医療の提供という条件を付す

正当な理由がなく条件に従わないとき

医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、条件に従うよう勧告

正当な理由がなく勧告に従わないとき

医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、勧告に従うよう命令

2. 過剰な医療機能への転換防止の要請・命令

既存医療機関が過剰な医療機能への転換を希望

転換理由等を記載した書面の提出

不十分な場合

調整会議の協議への参加

協議不調

参加しない場合

審議会への説明・出席

やむを得ないと認められない場合

医療審議会の意見を聴いて、転換しないことを要請・命令

3. 不足している医療機能に係る医療の提供等の要請・指示

調整会議における協議が調わない等、自主的な取組だけでは病床の機能分化・連携が進まない

医療審議会の意見を聴いて、不足している医療機能に係る医療を提供すること等を要請・指示

4. 病床過剰地域における非稼働病床の削減要請・命令

医療審議会の意見を聴いて、非稼働病床の削減を内容とする許可の変更のための措置をとるべきことを要請・命令

要請に正当な理由がなく従わない場合

医療審議会の意見を聴いて、当該措置をとるべきことを勧告